



親子のための対人トラブル相談保険

(親子のための就学トラブル相談保険)



子供が小学校から高校までの期間で対人トラブルになった際の保険
月々 20円～230円 でご加入いただけます。

対人トラブル相談保険とは？

○被保険者が責任開始日以降に「いじめ、長期欠席、自殺（自殺未遂は含みません。）」の事象に遭遇し、保険契約者が、その件に関して、学校、法務局、または警察等の公的機関に相談した後に、保険契約者または被保険者が当社が定めるカウンセラー（注）に対人トラブルに関する相談（電話、FAX、電子メール、SNS等を含む。）を行った場合に、その費用（相談費用および助言支援費用、電話代等の通信費、または対面等のための交通費を含む。）を保険金として支払います。

(注) 精神科医、臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、ガイダンスカウンセラー、産業カウンセラー、認定心理士、公認心理士、行政等から過去にスクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカー、または過去にスクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカーに準ずる役割を与えられたことがある者を指します。

○当社は、第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込の承諾をもって、保険契約上の責任を負います。
○但し、保険契約の申込を行った日からその日を含めて90日目に第1回保険料相当額を受け取り、その翌日に保険契約の申込の承諾をします。

○支払われる例

具体的には次のような事例等がおこったときに対象になります。なお、保険をつかうには、まず学校等に相談することが必須です。

1. 子供が学校に行きたくないと言い出した場合。
2. 子供が家に帰るのが遅くなった場合
3. 子供の服装や言葉使いがかわってきた場合
4. 「いじめ」に遭遇し子供の環境を変えるために転校する場合



子供が学校に行きたくないといいだした。



子供の帰りが遅くなった。



08:00...



子供の言葉使いや服装が変わってきた。



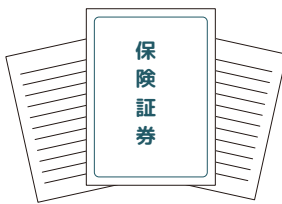
「いじめ」に遭遇し子供の環境を変えるため転校した。

×支払われない例

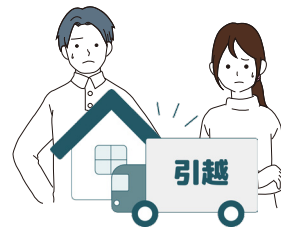
例えば、次のような場合は、保険金の支払いの対象にはなりません。お申込の際に、約款および重要事項説明書を必ずご確認ください。



学校、法務局、警察へ相談していない場合は対象になりません。



責任開始日前に起こっている問題は対象にはなりません。



親の都合による転校は対象になりません。

お支払いする保険金

名称	保険金額	支払事由
対人トラブル相談費用保険金	最大 5 万円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保険事故後に、保険契約者または被保険者が親子のための就学トラブル相談保険普通保険約款別表 1 に定めるカウンセラーに対人トラブルに関する相談（電話、FAX、電子メール、SNS等を含む。）を行った場合に、その費用（相談費用および助言支援費用、電話代等の通信費、または対面等のための交通費を含む。）を保険金として支払います。なお、カウンセラーにおける相談とは保険契約者または被保険者の心情を汲み取ることを主とし、状況を変化させられる助言または研修、心情のコンディションを整える支援、または、学校に通えるようにする支援のことをいいます。 2. 保険契約者が記載した保険事故の相談報告書と別表に定めるカウンセラーからの報告書類等の提出をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払います。 3. 保険契約者が当社に要望し、当社が承認した場合に限り、相談したカウンセラーに保険金を直接支払います。 4. 支払われる保険金額については、親子のための就学トラブル相談保険普通保険約款別表 2 の支払額、1 保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限りです。

名称	保険金額	支払事由
転校費用 保険金	定額 10 万円	1. 保険事故後に、被保険者が転校（別の学校への転校、引越による転校、自宅における IT 等を活用した学習活動、フリースクール等を含む。）を学校から認められた場合、または自主的に退学した後に別の高等学校に再入学した場合に、定額の保険金を支払います。 2. 保険契約者が記載した保険事故の相談報告書、学校からの転校に関する書類、または、これに代わるべき書類に準ずる書類をもって保険金の支払い可否を判断し、保険金を支払います。 3. 支払われる保険金額については、親子のための就学トラブル相談保険 普通保険約款別表 2 の支払額、1 保険期間の支払限度額、更新期間を通算した限度額、支払項目、支払内容に限りです。

保険料 (月払)	保険料		
	保育園・幼稚園	小学校	中学校
	20 円	170 円	230 円

保険金をお支払しない主な場合

本保険において、保険金を支払われない場合は次のとおりです。

①免責理由は次のとおりです。

対人トラブル 相談費用 保険金 (注 1)

次のいずれかにより支払事由に該当したとき

1. 保険契約者または被保険者の暴力行為またはいじめ行為。
2. 保険契約者または被保険者の犯罪行為または闘争行為。
3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 2）
（注 2） 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
4. 国または公共団体の強制執行または即時強制
5. 被保険者とその親族（注 3）との間で生じた紛争。
（注 3） 6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいいます。

転校費用 保険金 (注 1)

（注 1） 被保険者が遭遇するいじめ、長期欠席、自殺の事故において、加害者と被害者に関する事実判断について慎重を期す必要があり、被保険者が事実とは異なり真の加害者ではないにも関わらず加害者として扱われていたこと等が判明した場合、被害を受けた被保険者として親子のための就学トラブル相談保険普通保険約款 第 10 条（保険金の請求、支払の手続き）に基づき、対人トラブル相談費用保険金、転校費用保険金において該当する保険金を支払います。

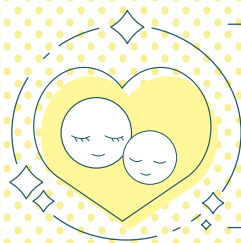
②免責事由ではなく、当社が保険金を支払わない場合は次のとおりです。

1. 契約日の前日までに、被保険者が「いじめ、長期欠席、自殺」に事由に遭遇していた場合、または被保険契約者が「いじめ、長期欠席自殺」に自由に対して学校、法務局または警察等の公的機関に相談していた場合は、当社は原則として保険金を支払いません。
2. 保険事故が発生する前に、カウンセラーへの相談、転校を行っていた場合は、当社は原則として保険金を支払いません。
3. 被保険者および保険契約者が、故意または重過失により事実の告知または事実の表示をしない、もしくは不実の告知または不実の表示（改ざんを含みます。）を行った場合は、保険金を支払いません。

❗ その他 注意事項

次については、理解したうえでお申込ください。

1. 転校費用保険金を使用した時点で本保険契約は消滅します。



親子のための 対人トラブル 相談保険

親子のための就学トラブル相談保険